

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

[グループホームみすず]

<令和3年10月1日現在>

1 事業主体の概要

事業者の名称	社会福祉法人千寿福祉会
法人所在地	岡山県津山市瓜生原326-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	小林 和彦 (こばやし かずひこ)
電話番号	0868-26-3118

2 ご利用施設

施設の名称	グループホーム みすず
施設の所在地	岡山県津山市瓜生原326-1
管理者名	坂元・難波
電話番号	0868-26-3201・0868-26-7370
FAX番号	0868-21-7110
開設年月日	平成18年10月 1日

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

事業所の管理者や従事者が、要介護及び要支援2で認知症の状態にある高齢者に対し可能な限り自立を目指し必要に応じた援助サービスを行うことを目的とする。

(2) 運営方針

共同生活をする上で様々な役割分担を通じて利用者様同士に親しい関係が育つと共に認知症の進行を遅らせることができ、利用者様一人ひとりの自立又は、人間性の回復を目指す。そのことにより、利用者様が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

(3) サービスの特徴

地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地面積	4820.00㎡
建物構造	木造 1階建
延べ床面積	221.32㎡
利用定員	9名

(2) 居室

居室の種類 : 1人部屋

部屋数 : 9室

居室の面積 : 89.37㎡ (1人あたりの面積=9.93㎡)

(3) 主な設備

設備の種類	室数など	面積	1人あたりの面積
居室	9	89.37 m ²	9.93 m ²
食堂兼居間・談話室	1	48.22 m ²	5.36 m ²
浴室・脱衣室	1	16.70 m ²	
便所	2	6.04 m ²	

5 職員体制（主たる職員）

○管理者 1名

・介護職員、計画作成担当者を兼務することがあります。

○計画作成担当者 1名

・介護職員、管理者を兼務することがあります。

○介護職員 各棟4.2名（常勤換算後の人員数）以上

○看護師 当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師が、週1回程度訪問し日常的な健康管理を実施。

6 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休暇
管理者	介護職員、計画作成担当者を兼務することがあります。	4週8休
計画作成者	介護職員、管理者を兼務することがあります。	
介護職員	早出（ 7：00～16：00） 日勤（ 8：30～17：30） 遅勤（ 9：00～18：00） （ 9：00～13：00） （13：00～18：00） 夜勤（16：00～翌日9：00）	原則 4週8休
看護師	当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師が、週1回程度訪問し日常的な健康管理を実施。	
備 考	活動時間帯（ 6：00～21：00）	

7 サービスの内容

(1) 法定給付サービス

種 類	内 容
食 事	・食事は出来るだけ利用者様に役割を持って頂き、利用者様と職員が協同で作成します。また利用者様の好きな時間帯に食堂で食べていただけるように配慮します。 基本的な食事時間：朝食 7：30～ 8：30 昼食12：00～13：00 夕食18：00～19：00
排 泄	・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。
入 浴	・年間を通じて月～日曜日の入浴または清拭を行います。
離床・着替え	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

整容等	・個人の尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助をします。
清掃等	・シーツ交換、寝具の消毒は利用者様に合わせて随時行います。 ・居室等の清掃は自立支援を念頭に置き援助・支援します。
買物	・利用者様の状況に合わせて付添いや代行を行います。
洗濯	・衣類の洗濯は自立支援を念頭に置き援助・支援します。
レクリエーション	・季節の流れを加味した行事・レクリエーションを実施します。
健康管理及び緊急時の対応	・血圧・体温測定を毎日行い、各利用者様の健康管理に役立てます。 ・当事業所と契約を締結した訪問看護事業所の看護師が週1回程度訪問し、各利用者様の日常的な健康管理に努めます。 ・健康状態が急変するなど必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	(相談窓口) 介護支援専門員 坂元 寛樹 ・利用者様の介護サービス計画が作成されるまでの間についても当然利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

(2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内 容
食材の提供	・新鮮な食材で嗜好・季節感を考慮した物を提供します。
理容・美容	・美容院・理容院にお連れ致します（費用は実費を負担）。

8 介護サービス計画作成までのサービス

介護サービス計画が作成されるまでの間、日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

9 利用者様負担金

お支払いいただく利用者様負担金は次のとおりです。

(1) 法定給付サービス分

介護度	サービス費10割	1日あたり			30日あたり		
		利用料(1日)			利用料(30日)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	7,480円	748円	1,496円	2,244円	22,440円	44,880円	67,320円
要介護1	7,520円	752円	1,504円	2,256円	22,560円	45,120円	67,680円
要介護2	7,870円	787円	1,574円	2,361円	23,610円	47,220円	70,830円
要介護3	8,110円	811円	1,622円	2,433円	24,330円	48,660円	72,990円
要介護4	8,270円	827円	1,654円	2,481円	24,810円	49,620円	74,430円
要介護5	8,440円	844円	1,688円	2,532円	25,320円	50,640円	75,960円

①サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として介護負担割合証に記載されている割合〔1割又は2割〕に応じてお支払いいただきます。

②保険料の滞納などにより、上記の「利用者様負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

③必要に応じて、初期加算など関係法令に基づいた費用が、下記表の加算額に応じて加算されます。

各種加算：単位	利用料の金額（日額）		
	（1割）	（2割）	（3割）
医療連携体制加算 39単位	39円	78円	117円
初期加算（入所後30日間） 30単位	30円	60円	90円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 20単位 ※該当するもののみを算定（6月に1回）	20円	40円	60円
看取り介護加算			
死亡日以前31日～45日以下 72単位	72円	144円	216円
死亡日以前4日～30日以下 144単位	144円	288円	432円
死亡日以前2日又は3日 680単位	680円	1360円	2040円
死亡日 1280単位	1280円	2560円	3840円
科学的介護推進体制加算 20単位 （1月につき）	20円	40円	60円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本保険料に各種加算により算定した単位数の111/1000に相当する単位数に乗じた金額			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本保険料に各種加算により算定した単位数の31/1000に相当する単位数に乗じた金額			
介護職員等ベースアップ等支援加算 基本保険料に各種加算により算定した単位数の23/1000に相当する単位数に乗じた金額			

（医療連携体制加算・初期加算・看取り介護加算は適合する場合のみ）

（2） 法定給付外サービス分

種 類	利用者様負担金
食 費	1日 1,000円
管 理 費	（家賃・管理費・光熱水費） 1日 1,200円
オムツ代	実費
理美容代	実費
通院時の交通費	実費（タクシー代）
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	要した費用の実費

（3） 利用者様負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者様負担金の請求書に明細を付して、翌月末日までに利用者様に請求し、利用者様は、翌々月15日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 現金払い
- 金融機関口座からの自動引き落とし
※別途手続きが必要です。
- 金融機関振込

※手数料は、利用者様の負担となります。

《 振 込 口 座 》

銀行名 中国銀行 津山東支店 口座種別 普通預金
 口座名義 シャカイフクシホウジンセンジユフクシカイグループホームみすず
リジチヨウ コバヤシカズヒコ
 理事長 小林 和彦
 口座番号 1 5 9 6 0 9 6

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者様から利用者様負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(5) 居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者様負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の利用者様負担金をお支払いいただきます。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホームみすず消防計画」にのっとり対応を行います。	
近隣との協力関係	障がい者支援施設みすず荘と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。	
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホームみすず消防計画」にのっとり年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。	
	設備名称	設置数
	スプリンクラー	14
	消火器	2
	自動火災報知機	16
	誘導灯	2
	非常灯	3
	カーテンは防火性能のあるものを使用しております。	

11 医療体制

(1) 協力医療機関

- ① 医療機関の名称 医療法人清風会 日本原病院
 所在地 岡山県津山市日本原352
 電話番号 0868-36-3311
 診療科 内科・神経内科
- ② 医療機関の名称 医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院
 所在地 岡山県津山市中島438
 電話番号 0868-28-2211
 診療科 内科（その他総合診療）
- ③ 医療機関の名称 医療法人慈秀会 太田整形外科医院
 所在地 岡山県津山市川崎165

電話番号 0868-26-0151
診療科 整形外科
④医療機関の名称 内田歯科クリニック
所在地 岡山県津山市河辺945-17
電話番号 0868-21-1818
診療科 歯科

(2) 支援施設

施設名 社会福祉法人千寿福社会
障がい者支援施設 みすず荘
所在地 岡山県津山市瓜生原326-1 (同一敷地内)
電話番号 0868-26-3118

(3) 夜間緊急時の連絡と対応について

当事業所の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切に連絡を行います。

(4) 協力医療機関・訪問看護事業所との連携体制

当事業所は上記の医療機関及び契約を締結した訪問看護事業所との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することが出来る体制をとっています。

12 重度化した場合における対応に係る指針

(1) 指針

当事業所では、利用者様が家庭的な環境のもとで、それぞれの能力に応じて出来るだけ自立して、尊厳を保って、かつその方らしく生活できることを目指して運営させて頂いておりますが、利用者様の身体状況の急激な変化や既往歴の悪化により、病状が不安定になる可能性があります。そのように身体状況が重度化した場合においても、当事業所は医師、看護師との連携を図り、適切な対応により、利用者様とご家族の方々に安心して頂けるよう出来る限りの体制を確保します。また当事業所内で重度化し看取り期を迎える時は、可能な限りにおいて、支援させて頂きます。またこの場合、当事業所は、ご家族が利用者様に寄り添い、職員と協力して看取りケアが出来るように配慮します。

(2) 入院期間中における費用

利用者様が、入院をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、管理費にあたる1,200円とします。

(3) 看取りに関する指針

I. 看取りに関する考え方

看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し、かつ納得して生きることが出来るように援助することであり、利用者様の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護についておこなうことと考えます。

II. 終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方

①主治医により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断された対象者につき、主治医より利用者様またはご家族にその判断内容を説明し、終末期を当事業所で介護を受けて過ごすことを希望された場合に看取り介護に関する計画を作成し実施します。

②主治医よりの説明

- i) 主治医が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ、当該利用者様の家族に連絡をとり、日時を定めて、主治医よりご家族へ説明を行います。この際施設で出来る看取りの体制を示します。
- ii) この説明を受けた上で、ご家族は利用者様が当事業所で看取り介護を受ける医療機関に入院するか選択することが出来ます。医療機関入院を希望する場合は、入院に向けた支援を行います。

III. 看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

看利用者様の身体状況により、点滴、吸引等が必要になった場合、医師、看護師に確認のうえ判断していきます。その場合、ご家族に対して連絡し、承諾のうえ実施していきます。

IV. 医師や医療機関との連携体制

- ・利用者様の日常的な管理のため、当事業所が契約を締結した訪問看護事業所の看護師が週に一回、利用者様の健康確認を行います。
- ・病状の変化などに伴う緊急時の対応については看護師が主治医との連絡をとり判断します。夜間においては夜勤者が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡をとって緊急対応を行います。

V. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法

当事業所は、入所日に利用者様及びご家族に対して、当事業所における本指針の内容を説明した上で別紙の「重度化時対応におけるの確認書」及び「急変時におけるの確認書」に沿って重度化対応及び看取りについて、利用者様及びご家族の方と話し合います。その上で利用者様が重度化時及び急変時にどのような対応を希望するか意思確認をさせていただきます。その後、意思内容に変更があった場合には、当事業所は変更を常時受け付けます。

VI. 家族等への心理的支援に関する考え方

時間経過や症状変化に伴い、利用者様、ご家族の思いが揺れ動いた場合にも、いつでも思いを伝えられるように、常にコミュニケーションを取るように努めます。ご家族の不安を出来るだけ少なくするため、身体機能の低下やプロセスなどを分かり易く説明し、不安を募らせることがないようにします。職員がご家族と気持ちを共に分かち合うこと、共に利用者様を支えることをご家族に伝えます。

VII. 看取り介護を受ける利用者に対して職員が取るべき具体的な対応の方法

① 環境整備

ご家族が気兼ねなく付き添い、利用者様と最後の時間を過ごせるように、配慮します。室温調整や採光、換気などの環境整備に注意し、最後の時を安楽にゆったりと迎えるための環境を整えていきます。

② 栄養・食事

食事・水分摂取量の確認を行い、食事形態にも配慮し、利用者様の状態に応じた食事の提供や好みの食事等の提供を行います。

③ 清潔

常に清潔が保てるよう、負担がかからない程度に入浴、清拭などを行います。利用者様の身体状況を確認しながら、適切な方法で清潔を保ちます。

④ 排泄

食事・水分摂取量と尿量・排便量を確認し、状態により下剤等を服用して頂きます。

⑤疼痛緩和

利用者様の状態に応じて、安楽な体位を工夫や体位変換やマッサージをします。

⑥精神的支援

利用者様の不安や苦痛を取り除くため、出来るだけ一人にしないようにします。手を握る、体をマッサージするなど、声掛けを十分にとり、寄り添うことを重視します。特に、精神的な支援については、人生の大半を共に暮らしたご家族から受けるところが大きいためご家族とも十分に話し合いをしていきます。

(4) 看取り介護の実施

- i) 家族が当事業所内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員は職員と協働して看取り介護の計画を作成します。
- ii) 看取り介護を行う際は、定期的にご家族へ状態説明を行います。
- iii) 当事業所の全職員は、利用者様が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死を迎えることが出来るように、利用者様またはご家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めます。

IV. 看取り介護に係る費用

看取り加算を実施した場合、看取り加算費用として、死亡日以前31日～45日以下に対しては1日72円、死亡日以前4日～30日に対しては1日144円 死亡日以前2日又は3日に対しては1日680円 死亡日に対しては1日1280円の自己負担金が必要です。

13 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

《当事業所ご利用相談室》

受付責任者 坂元 ・ 難波
ご利用時間 毎日午前9時～午後5時
ご利用方法 電話 0868-26-7370
面接 上記時間においでください。
ご意見箱 (介護職員室前に設置)

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

津山市高齢介護課	所在地 岡山県津山市山北520 電話番号 0868-32-2070 <開庁時間> 月～木曜日 (8:30～17:15) 金曜日 (窓口は19:00まで)
岡山県国民健康保険団体連合会	〒700-8568 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 TEL:086-223-8811 FAX:086-223-9109
岡山県社会福祉協議会 岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2丁目13-1 (旧国立岡山病院跡) 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館1階 総合管理室 TEL. 086-227-2666 FAX. 086-227-2667 E-mail: info@kirameki-plz.com

14 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度面会簿に記入してください。面会時間は、他の利用者様の迷惑の掛からない時間帯。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、利用者様は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡していただきます。もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定料金を当施設に支払っていただきます。
所持品の管理	貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。紛失された場合責任を負いかねますのでご了承ください。衣服等は季節により、入れ替えをお願いいたします。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は相談に応じて対応します。
迷惑行為等	騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の利用者様の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	大金を持ち込まないようにお願いいたします。紛失された場合責任は負いかねますのでご了承ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
身体拘束	利用者様又は他の利用者様等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者様の行動を制限させて頂くことがあります。（このような対処

	<p>を行う場合は、利用者様もしくはご家族等に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します)</p>
個人情報	<p>サービス担当者会議等において利用者様及びご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。</p>
健康管理体制	<p>①グループホームは生活の場であり、病院と同様の治療は出来ません。 ②日中を始め、夜間も医師及び看護師は勤務していません。利用者様の病状が急に悪化した場合、かかりつけ医・訪問看護師の判断で緊急に病院へ搬送を行う場合があります。 ③病院への受診の際は、ご家族対応にてお願いします。</p>
予測される危険性	<p>①身体拘束は原則として行ないません。このため転倒・転落による事故の可能性があります。例えば、歩行時の転倒、ベッドや椅子からの転落等による骨折・外傷の恐れがあります。 ②高齢者の骨はもろく、寝返りや咳やくしゃみ等でも容易に骨折する恐れがあります。 ③常用薬の使用により、出血や、血圧や血糖値の変動が生じやすくなる場合があります。 ④高齢者の皮膚は弱く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。 ⑤高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。 ⑥加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。 ⑦高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等により、急変して急死・突然死される場合もあります。</p>

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、担当者から重要事項について説明を受け、その内容について十分理解したので同意します。

<説明者>

所 属 グループホーム みすず

氏 名 _____ 印

<利用者様>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<利用者様代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

必要に応じて個人情報を関係機関に情報提供することに同意します。

<利用者様>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<利用者様代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印